

○高齢者でインフルエンザ予防接種をご希望の方へ（接種前に必ずお読みください）

## インフルエンザ予防接種説明書

### 1. インフルエンザとは

インフルエンザは「インフルエンザウイルス」に感染して起きます。38℃以上の発熱、頭痛や関節・筋肉痛など全身の症状が急に現れ、高齢者の方や種々の慢性疾患を持つ方は肺炎を伴うなど重症化することがあります。

### 2. インフルエンザを予防する有効な方法

#### (1) 流行前のワクチン接種が有効です。

ワクチン接種を受けた高齢者は、死亡の危険が1/5に、入院の危険が約1/3から1/2までに減少することが期待できるとされています。

#### (2) 手洗いやアルコール製剤による手指衛生も有効です。

手洗いで付着したウイルスを洗い落とすことや、アルコール製剤による手指の消毒もインフルエンザウイルスに対して有効です。

#### (3) 感染を広げないために“咳エチケット”を心がけてください。

インフルエンザは、主に、咳やくしゃみの際に口から発生する小さな水滴（飛沫）によって感染します（飛沫感染）。普段から“咳エチケット”※を心がけてください。

※“咳エチケット”とは、①他の人に向けて咳やくしゃみをしない、②咳やくしゃみが出るときはマスクをする、③手のひらで咳やくしゃみを受け止めたら手を洗うことなどです。

#### (4) 適度な湿度を保持し、十分な休養とバランスのとれた栄養をとりましょう。

乾燥しやすい室内では、加湿器などを使って適切な湿度(50～60%)を保つことも効果的です。

#### (5) 流行時は、人混みなどへの外出を控えましょう。

### 3. インフルエンザ予防接種の接種時期について

インフルエンザは例年12月から3月にかけて流行します。

ワクチンは重症化の予防効果が認められていますが、予防接種を受けてから効果が出現するまでに2週間程度かかります。また、その効果が期待できる期間も5か月程度とされていますので、毎年流行する前の10月から12月までに接種を受けておくようにしましょう。

### 4. インフルエンザ予防接種の副反応

現行ワクチンの安全性はきわめて高いと評価されています。インフルエンザワクチンは、ウイルスの活性を失わせて、免疫をつくるのに必要な成分を取り出し、病原性をなくした「不活化ワクチン」です。接種によってインフルエンザを発症することはありません。比較的多く見られる副反応は、接種部分の発赤や腫れ、痛みなどで、通常は2～3日でなくなります。まれですが、アナフィラキシーショックなど重い副反応の報告がありますので、副反応の起こりやすい接種後30分はとくに注意し、気になる症状がある場合は医師に相談してください。

裏面に続く

## 5. 予防接種を受ける前の一般的注意

インフルエンザの予防接種について、この説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に相談してください。

予診票は、接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

法律に基づくインフルエンザの予防接種はあくまでも、ご本人の意思に基づいて接種を受けるものなので、不明な点は医師から説明を聞き、十分にご理解いただいた上で受けてください。

## 6. 予防接種を受けることができない方

- (1) 明らかに発熱のある方 (37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) インフルエンザ予防接種で、アナフィラキシーショック\*を起こしたことがある方  
※アナフィラキシーショックとは、通常接種後30分以内におこる重いアレルギー反応で、全身にじんましんが出たり、吐き気や息苦しさを伴い、血圧の低下をきたしたりします。
- (4) インフルエンザ予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- (5) その他、医師が不適当な状態と判断した方

## 7. 予防接種を受ける際、注意しなくてはならない方

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患を有する方
- (2) 過去にけいれんの既往のある方
- (3) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (4) 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患を有する方
- (5) このワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方

## 8. 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合（健康被害）は、予防接種法に定められた救済制度（健康被害救済制度）があります。

なお、救済の適用を受けるにあたっては、健康被害が、本当に予防接種によるものなのか因果関係（接種前後の他の感染症や要因等）を調査したのち、予防接種によるものと認定される必要があります。

\*給付申請の必要が生じた場合は、感染症対策課までお問い合わせください。

問い合わせ先：岐阜市保健所 感染症対策課 感染症対策係

電話 058-252-7187 FAX 058-252-0639